

第百二十二回 参議院地方行政委員会會議録第二号

平成三年十二月十三日(金曜日)
午後三時二十分開会

委員の異動

十一月二十七日

辞任

三重野栄子君

十二月十三日

辞任

鈴木省吾君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

国務大臣

自治大臣
国務大臣
(国家公安委員会委員長)

塩川正十郎君

星川保松君

常松克安君

野田哲君

篠崎年子君

上野雄文君

岩本久人君

吉川芳男君

吉川博君

土屋義彦君

下条進一郎君

重富吉之助君

後藤正夫君

尾辻秀久君

諫山博君

野別隆俊君

松浦功君

須藤良太郎君

山口哲夫君

補欠選任

尾辻秀久君

補欠選任

篠崎年子君

政府委員

警察庁長官官房

井上幸彦君

自治政務次官

穂積良行君

自治大臣官房長

森繁一君

自治大臣官房総務審議官

滝実君

自治省行政局長

紀内隆宏君

自治省行政局長

秋本敏文君

自治省行政局長

吉田弘正君

自治省財政局長

湯浅利夫君

自治省税務局長

杉原正純君

消防庁長官

浅野大三郎君

事務局側

常任委員会専門員

竹村晟君

大蔵省主計局主計官

原口恒和君

大蔵省主計局税制第三課長

窪野鎮治君

文部省教育助成局財務課長

佐々木正峰君

厚生大臣官房老人保健福祉部老人福祉計画課長

中村秀一君

建設省都市局都市計画課長

林桂一君

本日の会議に付した案件

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山口哲夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題

といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。塩川自治大臣。

○国務大臣(塩川正十郎君) ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

今回の補正予算により平成三年度分の地方交付税が一千七百四十七億二千五百万円減少することとなりますが、地方財政の状況にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保する必要があります。さらに、雲仙岳災害対策基金に係る地方債利子支払いに要する額、廃棄物処理施設の円滑な整備に要する額、中小商業活性化対策に要する額及び特別交付税の増額に要する額について財源措置を講ずる必要があります。これらのため、本年度に予定しておりました同特別会計借入金償還額を二千二百三十億三千八百万円削減し、この額については、平成四年度から平成十二年度までの各年度において償還することとしたのであります。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山口哲夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岩本久人君 まず最初に、塩川自治大臣にお伺いをいたします。

私がここに参りましてからまだ二年と四カ月少々でございますが、その間に実に四人の自治大臣がおかわりになられた、こういうことですが、平均すると八カ月から九カ月。今後どうなるかと

いうことを考えてみても、一年未満でおかわりになるということじゃないかと思いますが、いわゆる行政のその省のトップがかわるということでありまして、私たちにとって一抹の不安とか疑問とかが皆無というわけにはまいらない。

そこで、行政の継続性という観点から、まず自治大臣はどのようにお考えなのか、まずお伺いいたします。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私も、実は大臣が割と頻繁にかわるということ、これは余り好ましいことではないと思っております。しかしこれは、与野党を問わず国会議員である以上は、すべての国政について一応の常識的な範囲内においての裁量権というものを皆持つておるほど、それほどに訓練を受けておられると思うんですが、そうであるとするならば、どんなお仕事におつきになってもそれぞれの政治的判断は的確に下していただけるであろうと思っております。

ですから、しよっちゅうかわるることについての責任論、行政の継続の責任論からいったらいろいろございましょうけれども、しかしそれによつて役所の事業が、いわば行政が滞っていくということとはなれないと思っておりますし、またそんなに各大臣とも間違つた判断をしておるようにも思えませんので、しよっちゅうかわることは好ましいことではないと思うけれども、これとてまた、いろんな部門を国会議員が勉強をし、それになじんでいくということの一面においての効果もあるようなことも思いますが、できるだけかわらぬような手だてをしながらでも今後ともやっていただければいいと思います。

○岩本久人君 そのところはひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ところで、塩川自治大臣に質問させていただきますのはもちろんきょうが初めてでございますが、ど

のような大臣であらうかと大変大きな関心を持ちまして本会議とか予算委員会での答弁等聞いておりましたが、とても歯切れがよいので、さすが実力大臣だと、関係の席でもやっぱ一番上におられるということで、大いに期待しております。どうかその意味で、今から十項目余り質問させていただきますが、時間的にも今ちょうど眠気が来るときでございますので、目の覚めるようなすこい答弁をひとつ大いに期待しておきたいと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

最初に、大蔵省にお伺いいたします。
この補正予算を見ますと、法人税が一兆八千億という大変多額の減収ということなんですが、見込み違いも甚だしいのではないかと、こう思うんですが、その理由をまずお伺いしたい。

○説明員(原口恒和君) 地方税につきましては主税局の方で見積もりを行っておるわけですが、経済の実態が、特にバブルといいますが、いろいろなところで税収の大幅な増加をもたらしてきた経済の要因がいろいろ流れを変えてきている、そういうところが一番大きい理由ではないかと考えております。

○岩本久人君 もうちょっと期待しておったんですが、急なことになるのだから申しわけなかったですけれども、その辺であらうとは思っております。

次へ行きます。

普通交付税の中に、雲仙岳災害対策基金の項があるわけですが、この仕組みはどのようなものか、またこの基金による事業の内容はどのようなものが予定されているでしょうか。さらにまた、今後の状況によつてはこの基金は積み増しをするということが予定をされ得るものかどうか、自治省にお伺いいたします。

○政府委員(湯浅利夫君) 雲仙岳の噴火災害対策基金でございますが、これは長崎県がこの基金を設置いたしましたので、その運用益によつて本来行政で行うべき事業以外の一層きめの細かい住民に対する自立復興支援事業でございますとか、あるいは

は地域経済復興事業などのために設置をするというところで、基本財産二十億円、運用財産二百八十億円で長崎県が設立した財団法人でございます。その後、この財団法人におきましては、義援金の一部三十億円を加えて現在三百三十億円の基金になっているところでございます。

自治省といたしましては、このような基金を長崎県が設置いたしますことに伴いまして、この運用財産二百八十億円の貸し付けについて地方債で原資を確保いたしました関係で、その地方債の利払い経費を交付税で算入したいということで今回の交付税法の改正をお願いしているものでございます。

この資金は、全額政府資金で貸付期間五年間、五年たちましたら一括償還をするということで、貸付利率六・三％で県が借り受けたものでございます。これに對しまして、この利払いについてその九五％を普通交付税の基準財政需要額に算入をする、こういう措置を講じようとするものでございます。

そこで、この基金でどういう事業を行うかというところでございますが、先ほど申し上げましたように、国や地方団体が実施する各種の災害対策とは別に、これらを補完するきめ細かな対策を講ずるために、まず一つは、住民などの自立復興を支援する事業といたしまして、災害関係融資の無利子化のための利子補給の上積みをしたり、あるいは国の食料供与事業に加えた生活雑費の支給、被災住宅再建のための助成などを行うということでございます。

第二番目は、農林水産業に係ります災害対策事業、復興事業として、代替営農地の貸し付けをやったり、あるいは農業共同施設等の再建のための助成、あるいは代替漁場整備のための魚礁設置に係る地元負担の軽減、こういうようなものに充てたいということでございます。

三つ目は、商店街の活性化、観光振興事業といったしまして、商店街の共同施設の新築、改築に係る地元負担の軽減をしたり、あるいは工場等の移

転、再開に対する助成を行うというようなことを主に考えているわけでございます。

この基金の規模につきましては、長崎県におきまして一応三百億円の規模の基金がございまして、当面対応可能だというふうな判断をされました、それに従つて私も御協力をするつもりになったわけでございますが、今後この災害がいつまで続くかわからないというような事情もございまして、今後の推移を見ながら、長崎県の方から増額の要望がございましたら、誠意を持って私も御相談に応じたいということで、当面はこの三百億円です運用をさせていただきます。こういうふうな考えでいるところでございます。

○岩本久人君 私の常識といえますか考えでは、いわゆる普通交付税というのは全国的に普遍的な事柄について措置するというふうな思っております。しかし、本件は長崎県一県という特定の地域に措置するわけでありますから、私は特別交付税の方がなじむのではないかと、こう思うんですが、どのような経緯で、理由で普通交付税にされたのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 地方自治体の財政需要というものを普通交付税で算入するか、あるいは特別交付税で措置をするかということにつきましては、今御指摘のようないろんな観点からのやり方があるかと思いますが、最終的にはどちらの方法でやるかというのが一番適切かということで考えるわけでございますが、例えばこの災害復旧事業費につきましては、地方債の元利償還金については普通交付税で従来から算入をしているというふうな問題もございまして、あるいは、過疎地域のいわゆる過疎債でございますとか、あるいは公害防止等のための地方債の元利償還金に対する交付税措置につきましても普通交付税で措置をしているというふうなことで、地方債の元利償還金に対する基準財政需要額を算入するというのは、どちらかというと、計算的にも非常に機械的にできるといふことと、普通交付税の算定になじみやすいのではな

いかという問題もございまして、

また、この財政需要の規模が特別交付税の通常に比べてかなり大きなものになるというふうなことも予想されますので、今回は普通交付税でこれを算入した方がよいのではないかと、こういう判断で法律改正をお願いしているものでございます。

○岩本久人君 今のことでもう一言ですが、いわゆる今後のこれは先例になるということ、そのことについてはどういう見解をお持ちですか。

○政府委員(湯浅利夫君) 今回のこの雲仙岳の災害というのは非常に特殊な災害でございます。これまでいろいろの災害に比べるとなかなか予測できないような要素がございまして、こういうものにつきまして、雲仙岳の災害についての措置を政府が一体となつていろいろな項目の対策を講じたわけでございまして、こういう中の一環としてこの基金の設置もお認めいただくということでございます。このような災害というものが、果たして次にどういふものが出てくるのかということとはなかなか予測がたいということもござい

ます。

そういうことで、こういう災害が将来どういふ形で出てくるかということを見きわめながら、これも一つの先例として検討の対象になるのではないかと、思います。ただ、これが常にこういう措置をとるのかどうかという点については、やはり災害のそれぞれ事情というものをよく検討した上で決められるべき問題だと思っております。

○岩本久人君 提案をされております法律案を見ますと、特別交付税の欄に、特別に増額する分として百億円が計上されております。このきつちりちようど百億円ということがいかに奇異に感ずるわけですが、積極的な理由はどのようなことなるんですか。なぜ百億円なんですか、積算基礎をお願いいたします。

○政府委員(湯浅利夫君) 特別交付税の特例的な増額を今回お願いしておりますが、この分につきましては、ことしの場合には特に災害が非常に多いございまして、公共土木施設関係の被害は昨年

に比べて若干減っているのですが、農林水産関係の被害が台風十七号から十九号、これは激甚災害にも指定されているものでございますが、これとか、あるいは夏から秋にかけての長雨による冷害被害というようなことでもかなり大きな被害が出ております。それから、先ほど申し上げました雲仙山の噴火災害の経費、これも基金に対する利子以外にいろいろな形の経費がかかっております。こういう災害が通常の年に比べて非常に多いということが一つ挙げられようかと思ひます。

それから、今年度の特別交付税の額でございますが、前年度に比べて三百五億円、三・六%の増ということで、増加額が比較的少ないということもございまして、災害以外のいろいろな財政需要を賄うということも考えますと、この三百五億円の増加だけでは無理があるんじゃないかということと、今回、臨時異例の措置といたしまして百億円の増額をお願いしたものでございます。実は、災害のための地方財政計画では毎年追加財政需要として六百億円の増上しているわけでございまして、これは足りないということ、いろいろな災害の状況等を見た点もあわせて勘案いたしまして、総合的に見て今回百億円の増額をお願いするものでございまして、

○岩本久人君 次に、廃棄物処理施設整備費に係る今回の増額措置について伺いたいと思うんですが、まずその内容とその趣旨、理由はどうなっておるのでしょうか、伺います。

○政府委員(湯浅利夫君) 廃棄物処理施設の整備につきましては、本年度は市町村から国の補助金の要望額が非常に多くて予算額を上回ってしまつたということで、継続事業につきましても、このままではいけませんと事業を送りしなればならなくなる、あるいは新規の事業が全然採択できなくなる、多くの市町村から、本年度からこの事業が実施できるような措置が講じられなかつたこと、この要望が非常に強くなつてまいりました。

そういうことを踏まえて、自治省といたしましては、まず継続分につきましては、地方団体が単独で事業をした場合には国庫補助金が措置されたのと同じような財源措置が講じられる。それから、三年度新規事業につきましては、国庫補助対象範囲を重点化したしまして、それから除かれる例えは建屋とか門、さく、塀というようなものの整備につきましては、地方債と地方交付税によりまして補助採択されたものと同じような財源措置を講ずる。こういう措置を講ずることによりまして、私どもといたしましては、廃棄物施設の整備に市町村が困っているのを措置することにいたしましたのでございまして。

この対象団体になる団体は、延べでございまして五百二十団体にも上っておりますので、こういう措置によりまして事業の円滑な促進をしようとしたものでございまして。

○岩本久人君 本来、地方固有の事務なんです。それを今言われたようなことで一般財源化するということが、その中でどのような基準で一般財源化することとしたのでしょうか。つまり、その事務の性質、補助金の性質はどうなっているか。それと、さつき私が言った国と地方との負担区分の線引きはどういうことになるのか、その点について伺いたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 今も仰せのとおり、この廃棄物処理というのはこれは市町村の固有事務でございまして、このごみ処理あるいは尿処理の施設の整備の国の補助金は、私どもは地方財政法の第十六条に規定する奨励補助金というふうな理解をいたしております。そういう意味からいいますと、奨励補助金というのは、国の施策を国の意思に従って誘導したいとか、あるいは財政援助的なものとして交付をするということが趣旨でございまして、そういう事務がだんだんと定着してきたという場合には、こういう奨励補助金というものはなくして、整理合理化をして、そして地方の一般財源化をするのが本来の筋ではないかと思つておるわけでございまして。

いろいろな補助金がございますけれども、もう補助金の目的を達したんじゃないかということで整理をしようと思つても、現実の問題としてはなかなか難しいわけですが、今回こういう事態をきっかけにいたしまして、ごみ処理、尿処理の補助金につきましては、一歩進めて補助金の一般財源化をこういう方式でやってみようというところも踏まえまして、今回の措置を講じさせていただきます。

御指摘のとおり、国庫負担金の場合には国と地方とで経費を負担しながら一つの行政を行っていくというものでございまして、これはあくまでも奨励的な補助金であるということで、だんだんと整理合理化になじむものにつぎましては一般財源化していくことがむしろ望ましいんじゃないか、こういうことで今回やらしていただいたものでございまして。

○岩本久人君 今言われたように一般財源化をするということになると、現在の地方地方の仕組みから見ると、地方の負担金も少しづつふえていくことになる。ですから、その地方の財源をどのように確保していくかということとはとても重要なことなんです。その点はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(湯浅利夫君) 仰せのとおり、この国庫補助負担金を整理合理化いたしまして一般財源化すれば、その分だけ地方の負担が多くなるわけでございます。ですから、その分を何も措置しなければ、その分が充てられなくなってしまうという問題が出てまいります。私どもといたしましては、こういう補助金の整理合理化を進めるに当たりましては、その一般財源化されたものを地方財政計画においてきちんとカウントいたしましたので、そして全体として地方財政として収支のバランスがとれるかどうかということとを判断しながらこの一般財源化というものを進めていかなければならないと思つておるわけでございまして、財源的な観点から見ますとそういう問題がございます。さらに、一般財源化するというのは、単に国の

経費を地方に負担を転嫁するということだけではやはりいけないわけございまして、こういうことを通じて地方の自主性、自律性というものを高めるという方向でいかなければならない問題だと思つておりますので、こういうこともよく見きわめながら財源措置に遺憾のないように努めてまいりたいと思つておるわけでございまして。

○岩本久人君 次に、質問を変えて、塩川自治大臣にお伺いをいたします。

来年度の地方財政対策についてであります。きのうの新聞報道を見ますと、ほとんどの新聞のトップあるいはトップクラスのところに、来年度の予算編成に当たって、大蔵省は歳入不足を埋めるために地方交付税を一兆二千億円の減額することを固めた。今までは断片的に、あるいはうわさ程度にそのようなことは言われておりましたが、きのうの報道では、もう固めたというような形で報道されておりました。

地方交付税というのは、私が申すまでもなく、財政基盤の脆弱な自治体、それは恐らく九〇%以上だろうと思うんです。そういったところからしてみれば文字どおり命綱だと思つておるんです。だからそのようなことを絶対に許してはならない、こう思つておるところでございます。

大蔵省がなぜそのようなことをするか。これも報道によりますと、地方財政はトータルで考えて余裕があるというように言つておられますが、自治大臣として現在の地方財政をどのように認識しておられるか、まずお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正十郎君) 最初に、一兆二千億円の減額が出てまいりました。私、昨日も実は非公式でございまして、こんな話があるのかと言つて大蔵省の首脳者に聞いてみました。いや、まだそこまですべてない、検討の段階ではあるけれども、そこまですべて、そんな数字は固めておられない、こう言つております。ああいうことは大体どの辺から出ておるか私はよくわかるんです。ああいうばんと火の玉みたいなものを打ち上げてみて、ふ

わつと泳がしてみても、それがどの程度の反応が出るか見定めて、そして数字を固めていく、これはもうどの役所もやる手なんだ。特に大蔵はもうよくやる手です、悪い癖やなと思うんですけど、そういうのをやっているんだと思うんです。

しかし、全く根拠なしにやっているとは思わないうです。このぐらい欲しいなという希望はここに出てきておると思うんですが、だからといってこれは現実の数字として固まっていくなかではないと私は思っています。また、そんなむちゃなこと、二兆数千億円の財源不足で、八千億円ほど格好だけよって増税して、あとはもう地方から取ってしまえ、これはちょっと荒っぽい理屈です。ですから通るとは思いません。ですけれども、これから大蔵とこの問題を詰めていきたいと思うております。

そこで、お尋ねの本論でございますが、地方財政は余裕があるのかという、そういう見方も一方ではあります。けれども一方では、地方団体というのは、三千三百ある団体を見ましたら、さまざまございまして、例えば、地方交付税に三〇%以上頼っている市町村というのは半分以上あるわけでありまして、そういうのを見ましたら、やっぱり財源は乏しいなということがわかるんです。しかしながら一方で、地方行政に余裕があると言われるのは、東京都なんか目立ち過ぎるんです。東京だとか大阪、これを地方行政の一つの典型的なもののようにも見ておりますから、ですから一般の田舎の方には余り目が行ってない、こういうことから地方財政余裕がある、こう見るんだらうと思うんです。

それからもう一つ目立ちますのは、御存じのように、国の財政の骨組みの中で、公債費、地方交付税そして一般歳出、こういうぐあいに組んでいますから、そうすると地方交付税というのは物すごく目立ってくるんですね。私はこれはかねてから思っておったんですが、地方の固有の財源であるとするならば、国税収納金をずっと地方の交付

税特別会計へ移してやればいいんですけれども、一般財源化して、一般会計の中に入れてそれで予算で移していきまますから、交付税特別会計に移していきまますから、だから目立つんです。私はこれらの点がこれからやっぱり、大いなる制度改正になるかもわかりませんけれども、検討すべき問題ではないのか。固有の財源であるというのならば、そうするのが本筋なんだらうと思うんですけれども、そういうのを目立っています。

けれども、実情を見ましたら、やっぱり地方団体は非常に苦しい。決してぜいたくなこともしていない、むだなこともしていないと思うんです。したがって、これから私は地方団体の財政がどのぐらい本当に必要なのかということをやっぱり精査していく必要があるんじゃないか。それには、いろんな委任事務、それに措置されておる費用と、実際に現場で、つまり地方自治体で使う費用との乖離、これを計算してみたらどうだろう、サンプリング調査でもいいから。ここに超過負担というものがあるんじゃないかということをおもうんです。

それと、これから地方自治体の一つの役割として進めていきます大きい事業がございまして、公共投資の仕事を分担しているのは地方団体が六割ぐらいあると思うんですね。これの負担がやっぱり相当かかってくるだろう。それから、高齢福祉社会に対する措置というものの、これもかかってくると思うんですね。それから、一極集中排除だ、住みよい町づくりだといって、本当に自治体自身自分らの住民サービスのためにやっていかなきゃならぬ本格的な事業というものがこれからあると思うんです。そういうようなものをやっていくとすると大体どのぐらい要るんだらうか。おおよそでいいから早急に固めて、地方の財政需要はこのぐらにあるんだと、いうことをやっぱり言わなきゃ、私は地方財源に余裕があるじゃないかと言われることに対する説得材料にならぬのではないかと、こう思っております。今財政当局は何かその作業を盛んにやってくれておるところでござい

ます。

○岩本久人君 今の大臣が言われたことに伴って、また私の意見も言いたいと思います。

大蔵省来ておりますね。参考までにどういう理由で余裕があるということになるのか、簡単にいいですから一言どうぞお願いいたします。

○説明員(原口恒和君) 今、自治大臣の御答弁にもありましたように、地方団体三千三百、多々あります。ただ、地方財政計画といったような姿でマクロの総体的な姿と国の姿を比較いたしますと、財政規模は七十兆程度ではほぼ同様でございますけれども、例えば公債残高でございますとか公債比率というふうなものを見ますと、ほぼ国は三倍になっているというふうなことで、総体的に見て国に比べると地方の方が財政の健全化が進んでいるという状況だと認識しております。

○岩本久人君 極めて粗っぽい議論だと私は思うんですね。

それで、いずれにしても、大蔵省がいろいろ主張しておられること、マスコミ報道等を通じて私もそれなりに承知しております。ですが、かつて私は、ちょうど二十年ほど前ですが、三年ほど島根県庁の財政課におりました。それなりの下からの積み上げを経験したことがあるんです。今、大臣が言われた超過負担の問題とか、補助金はつくけれども裏づけが全然できない、予算時期になっても予算が組めないということで大変悩んだことを覚えております。

それで、今回このことを取り上げることについて私も最近どうかということを開きました。が、当時予想できないような、例えば超高齢化社会とかいような問題、さまざまな複雑な行政需要といふものが大変多くなっている、あるいは価値観の相違というような関係もあって、二十年前以上に現在は予算を組むのは苦しいというふうなのが実は実態だということを特に私は強調しておきたいと思っております。

そこで、先ほどから私が言っておりますように、自治大臣も余裕があるというふうなことではないということをおっしゃるわけですが、今回の

この地方交付税の削減という具体的な大蔵省からの攻撃とか圧力について、今度はそれを阻止する立場にある自治大臣として今後具体的にどのような決意をお持ちか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(塩川正太郎君) これは、大蔵の方から正式に財政上の打ち合わせというのは、事務方でやっておるのかもわかりませんが、まだ正式な話は、意思表示は何もないんです。今事務方でやっておるの、恐らく地方債でどの程度やってくるという枠組みの話をしておるんだらう。ここにおりますから聞いていただいたいと思うんですが、私のところにはそういう煮詰まったところまで来ておりませんので、いずれそう遠くないときに、来週あたり早々から話があるんじゃないかと思っております。私も徹頭徹尾やっぱり地方の必要とする財源だけは確保したい、こう思っております。

これは、何も大蔵と事を構えて交渉する、そんなのは全然ありません。大蔵も過去においては随分と地方財政の面倒を見てくれてますよ、私もよくこれは体験してまいりました。ですから、お互い苦しいときには貸し借りをするといい、これは当然だろうと思えますけれども、しかし初めからもう国の予定はこれだけしているというやり方、あれはいかぬと思うんですね。やっぱり話し合って、それじゃ自治体の方の権限の枠内でこれだけのものは地方自治体で持つてくださ、負担してくださ、そのかわりほかの省庁のやつはこういうぐあいに振りかえをしますからとか、そういう話を詰めてほしい、こう思っています。どうせこれは一定の権限問題とも絡んでくるものが多々あると思いますので、そういうふうなのとあわせての話もきちんとしなきゃならぬ。そういうときに大蔵省がやっぱり他の省庁に対してそういう取り持役といましようか、話し合いの中にちゃんとした位置づけをしてきて、振りかえを、これだけのものを地方財政で持てとか、そういうことをしたら私もはきちんと大蔵のおっしゃるとおりやっていきたいと思っております。

ども、そこらがいかにげんになってきた場合に、そんな、おかしいじゃないかということになってくると思うんで、それはこれからの話になると思います。

○岩本久人君 徹頭徹尾守るものは守るということとで今言われたわけですが、ただいまも大臣が、過去協力してもらったこともあるということも言われましてけれども、そういうようなこともあるので、この間本会議でも国と地方との調整には協力するということを言っておられますね。そのことが私は実は大変な誤解を招いておるのじゃないか、こう思うんです。

そのことと地方交付税を削減する問題とは全く質の違う問題だということに理解していいのかわか、その点について再度伺いたいと思います。

○国務大臣(塩川正太郎君) 実は五十年代、私もそんなに深く地方行政にかかわりはしておりませんでしたけれども、しかし国會議員としての一応の常識上、地方財政はどうなっておるかということはその五十年代も体験してきたつもりです。この時分、交付税だけでは措置ができないので、財源対策債だとかいろいろなものを国の方は面倒を見ております。単に交付税の計算の貸し借りだけじゃ済んでいないと思うんです。

ところが、六十年以降になりました、要するに交付税に対する構造的な変化が起こってきたんです。特に平成に入ってから消費税並びに利子・配当課税の分が入ってくるのかというようになって、非常に地方財政の基盤というものが幅広く根づいてきたと思っております。

ですから、私はこの制度は絶対崩してはいかぬと思うんです。これはもう、あくまでもきちっとしたものでして、そこで先ほども言っていますように、地方の財政需要というものは実際にどれだけあるかの確にこれから見ていかなきゃならぬので、そういうものも勘案しながら国の財政との間で話し合っている、国が地方財政の一般財源として持つべきものであるとするならば、さっきも言っていますように、これは臨時でも何でもい

いから、特例的なものでもいいから、それだけのものを負担してやるものがあつたらしてもいいじゃないか、私はそう思っているんです。そこを、もう一切合財国は地方の金に手をつけるなどいうかたくなな態度であつては、私は国と地方の間がうまくいかないと思うんです。

何も私は、だから全面的に地方の財源をまず国が必要ない先へ取れよ、そんな甘いこと言っているものじゃありません。ありませんが、しかし国の方もこんな事情だから、この分は振りかえして臨時急施の措置として持ってくれぬかというような話があれば、私は相談に応じていいと思っております。

○岩本久人君 今、大臣が言われた五十年代の話というのは、私も調べてみましたが、あれは交付税法の六条の三の第二項に明確に該当するということでありますから、今回のことは質が違ってくるんです。ですから、そのことはしっかり押さえていただいて、今大臣も制度は絶対的に守るということでありまして、しっかりとやってもらいたいと思います。

それと、さっきも若干お触れになりましたけれども、衆議院の予算委員会では、さっき私がちよつと取り上げた基準財政需要額を見直すべきだということをおっしゃいます。このことは大変重要なことで、私も大歓迎をするわけですが、このことについていまだ少し大臣の基本的な考え方を伺いたいと思います。

○国務大臣(塩川正太郎君) 私も、古い話でございいますから、頭が古いのかもわかりませんが、私が市の助役をやっておりました時分、例えばそれぞれの各事業におきます基準財政需要額の単価の取り方等が非常に厳しかったんです。そしてまた、種地の設定が、市町村隣同士でありながらえらい違つておつた。私のところは大阪市のすぐ隣ですが、例えば市道の単価、維持費の単価がうちの方は何で大阪市の六割なんだ、そんな疑問もあつたんです。最近どうなつておるかと思つてみましたら、そんなにえらい変わつておらぬという

感じがするんですね。私は、そういうことがどうなつたのか、一回話をゆつくり聞かしてもらいたいと思つております。

それからもう一つ、時代の推移に伴ひまして、本当は地方行政で面倒見なきゃならぬレパートリーが物すごくふえてきておるんですね。そういうところに対して、本当に的確に基準財政需要額が算定されておるのだろうか。

例えば、私が最近経験いたしましたのに、地元からやがてましく言つてくるので勉強したんですけれども、連続立体高架という事業があります。この事業は、ただ単に下を通つておる鉄道を上へ上げるという、そういう単純な事業じゃないんですね。要するに、これを通じて面整備をしていかなきゃならぬ仕事があるんです。ところが、その面整備に必要な、例えば道路の単独事業で街路計画ができるかといった、できないんですね。こういうふうなものを、面整備の面をある程度基準財政需要額で見てもよきじゃないか、私はそう思います。

でないと、新しいいい町づくりをしろといつたつてできっこないじゃないですか。全部都市計画街路が完成しなければ連続立体高架ができません。こんなことはいつまでたつたつてできっこないと思う。それだけの力のある市町村というのはそんなに数はありません。そうすると、今建設省が進めてきておる中核地域づくりとか、あるいは通産省の言つておる高度商業機能集積事業ですか、ああいうものとあわせてやろうといつたつて、そうなかなか自治体が乗つていけない。そういう新しい分野ができておるから、そういう需要はやつぱり基準財政需要額できちつとカウントしてやりなさいということ。

それから、福祉十カ年ゴールド計画、あれを私は聞きました。そうしたら、余裕のある市町村はそんなにありませんよ、あれを推進していくだけ。そうすると、あれを厚生省は一生懸命やっておるが、厚生省がやりやすいように地方自治体が裏づけをしてやらなきゃいかぬと思うんですね。

やつぱり町のことまで、地方自治体のことですから、潤いを受けるのは、恩恵を受けるのはその町村の方ですから、その人のためにはやつてやらなきゃいかぬと思うんです。私は、そういうことを基準財政需要額で一回計算してくれぬか、こう頼んでおるんです。

○岩本久人君 今の話を含めて、とても大切なことであり、私も大賛成でございます。ぜひとも積極的に努めて対応してもらつてほしいとお願ひをしておきたいと思ひます。

いずれにしても、まだ具体的な相談はないというところでありますが、具体的な相談があつたときには、事務方を含めて地方交付税の減額というものは絶対に許さないということでも頑張つていただきたいということをお願いしておきます。

次は、時間がなくなりましたので、済みませんが、二、三はしりますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの自治大臣の話にも出てきましたが、厚生省の課長さん、ゴールドプランの問題について、これをスタートされて二年目ということなんですが、現段階における実績と評価はどのようになつておりますか。大変急で申しわけないんですが、お願ひいたします。

○説明員(中村秀一君) お答えいたします。

今お話し出されたゴールドプラン、高齢者保健福祉推進十カ年戦略についてでございますが、高齢化に対応いたしまして、すべての国民が安心して老後を送ることができるようになるということで、平成二年度を初年度といたしまして、平成十一年度までの十年間、在宅福祉、施設福祉の事業につきまして大幅に充実をまいらうというところで進めていくところでございます。

お尋ねの平成二年度の進捗状況でございますが、例えば施設福祉対策で申しますと、特別養護老人ホーム、計画では十七万二千床まで増床するというところでございましたが、実績は十七万四千八百十五床ということ、在宅福祉につきましては、ホームヘルパー約三万六千人という計画に対しま

して三万九千人近い達成状況でございますので、おかげさまで在宅福祉、施設福祉、施設整備などを中心に順調に進んでおるといふふうに評価いたしております。

○岩本久人君 もう一度課長さんにお願ひします。

予想をはるかに超える高齢化というものが進んでいるというのが私に現在の実態だと思ふんですね。そうすると、マスタープランを立てられたその計画を少しでも前倒しをしてやっていたらというようににはならぬものかどうか、お願ひいたします。

○説明員(中村秀一君) ただいまの先生の御指摘でございますが、十カ年戦略自体大変大幅な整備計画でございますが、と申しますのは過去十カ年間のベースに比べまして事業量といたしまして三倍強の事業量を今後十カ年にやっていくという計画でございますので、今のところ私も、高齢化も進んでおりますが、立てました高齢者保健福祉推進十カ年戦略を着実に達成することが、それを実施していくことが最重点の課題と考えております。

また、毎年度の計画でございますが、例えばホームヘルパーの数にいたしましても、今年度は五千人増でございますが、来年度は五千五百人増というところで、それぞれ十カ年戦略の中でも毎年度毎年度計画量をふやしているところでございます。すし、御承知のとおり、この計画を達成するためにはマンパワーの確保も必要であるということ、それぞれマンパワーの処遇の改善も図っていくかなきゃならないということでございますので、そういったことの内容充実にも努めながら計画の着実に達成に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○岩本久人君 ありがとうございます。ちょうど今時期ですので、四十人学級の問題。御存じのように義務教育は進んでおるわけですが、高校も今ちょうど自然減、本来歓迎できることではないん

ですが、そういう状況にあるという、それを好機として高校の四十人学級というものを進めていくチャンスではないか。それを原則にするということについて希望をしておりますが、どのようなお考えでしょうか。

○説明員(佐々木正峰君) 今後の学級編制及び教職員定数のあり方につきましては、現在第四次の定数改善計画が完成した段階での高等学校の学級編制、教職員の配置がどうなっているのか、また生徒が今後どのように推移していくのかなどについて実態調査を行っているところでございます。その実態調査の結果など諸般の状況を踏まえて検討していく必要があると考えておりますけれども、その際、中央教育審議会答申において、高等学校普通科の学級編制について、例えば四十人に改善することが望ましいと言及されていることなどを念頭に置きつつ、慎重に対処していく必要があると考えております。

なお、平成四年度でございますけれども、大幅な生徒数の減少が見込まれることなどを踏まえまして、普通科にコース制を設けている学校など一定の属性を持った高等学校について、設置者の判断により、学級編制基準を四十人にまで引き下げ得るような措置を講ずべく、関係省と現在協議を行っているところでございます。

○岩本久人君 私の持ち時間が来ましたので、最後に、自治省にお伺ひいたします。

ことしの入勤で週休二日制の問題が国家公務員に出されたわけですが、地方公務員についてはいつから具体的に実施されるのか、お伺ひいたします。

同時にまた、去年の三月十六日付の行政局長通知で、交代制等職員の週四十時間勤務体制の試行が指導されておりますね。現時点におけるこの実施状況はどうなっておりますか、あわせお伺ひいたします。

○政府委員(秋本敏文君) 地方公務員の完全週休二日制の問題でございますけれども、この週休二日制につきましては、政府部内におきまして週休

二日制・閉庁問題関係協議会設置をして今検討を進めているところでございます。

現時点では、いつからといったようなことが決定される段階には至っておりませんけれども、地方公務員の完全週休二日制につきましては国との均衡をとりながら、国において実施をするということになりましたらそれと均衡をとって実施をすることができまうように、必要な法的措置を含め検討を進めているところでございます。

また、後段お尋ねのございました週四十時間勤務体制の試行についてでございますけれども、御指摘のございましたように、平成二年三月十六日に行政局長名で地方団体に對しても通知をいたしております。その実施状況ですが、最新の時点、今年の十一月一日現在で見ますと、試行を実施しております地方公共団体は都道府県では三十九団体八三%、市町村では百七十団体五・二%という状況でございます。

○岩本久人君 終わります。

○野別隆俊君 時間がございませぬので、特別な大枠だけについて質問をいたしたいと思います。

塩川自治大臣が就任になりました、全国の三千三百の自治体は非常に期待をかけているわけでありまして、また私も、大臣の就任によって、今日までの地方自治体の経験と国政の経験を十分生かしていただけてピンチに立っている今日の自治体財政を何とか守り抜いていただきたいと思います。こういうことを考えておるところでございます。その期待にひとつおこたえを願ひしたいと思います。

まず最初に伺ひたい点は、自治体というものが一体どういうものか、国の出先機関じゃないか、下部組織じゃないかという考え方も国民の中にはかなりあるわけでありまして、そこで、私は自治大臣に、国と地方自治体というものの関係、そして自治体の一つの定義をここで明らかにしていただいて、自治体の真の姿というものを国民の皆さんにわかりやすくひとつ御答弁を願ひしたいと思います。

○国務大臣(塩川正十郎君) 地方自治は、憲法九十二條から九十五條の間において地方公共団体というものが憲法でちゃんと保障されて、独立して自主的運営を営むべきである、こう言われております。私たち、これを国民として考える場合に、地方自治体は、大小いかに問はず、民主教育の一番大事な現場でもあり、また国家が民主体制をとっていく基本母体になるもの、そういう心得を要するから、地方と国というものは相提携する必要があるものではあるけれども、しかしお互いに権限は侵さずして自主的に運営すべきものだ、こういうふうには私は認識しております。

○野別隆俊君 私も御説のとおりと思ひます。地方自治体の機関というものは、国の下部組織なりまたは直接の機関ではない、独立機関であるということをご明確にしておく必要がある、このように考えるわけでありまして。

そこで、第二点目は、今回の補正予算のことに對して伺ひたいのでありますが、総額二兆八千億円程度の財源不足が生じている。これは建設国債等で埋め合わせがされるようでございますけれども、まづ何といたしても、バブル経済の後遺症とはいっても、やっぱり税収の見積り甘さがあつたんじゃないかということをお考えのわけでありまして、これは大蔵省に次の時期に聞くいたしました。

自治省も、約五千七百八十九億円の交付税の減収を見ておるわけでありまして、前年度分のいわゆる後からの収入が四千四百二十二億あった、そのために一千七百四十七億円の減収になっておるわけでありまして、一方では、一兆七千九百九十九億からこれを約二千二百億円取り崩して、いわゆる借金の返済をそれだけ取り崩した。そして、千七百四十七億返すことになっておるわけでありまして、幾らかその差額が出て追加配分までできるといふような状態になっておるわけでありまして、何とかつじつまが合ったというのは、昨年の税収がことしに回ってきておるのでありまして、四千四百四十二億円というのは、今後、厳しい財政締めつけ

が来れば後年度にかなりしわ寄せが来るのではないかと。

来年度予算に影響はないかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) ただいま御指摘のように、平成三年度の国税収入は今回の補正予算で約二兆八千億の減収になったわけでございます。そのうち、地方財政に關係いたします国税五税、このうちの法人税が一兆八千億の減収ということになったわけでございますから、これを土台にいたしまして明年度以降の法人税収が積算されるということを考えますと、明年度の交付税の算定基礎になります国税五税は最初期待したほどの伸びが期待できないんじゃないかという問題が一つございいます。

さらに、この法人税の税収が落ちるということは、地方税でございいます法人事業税でございいますとか法人住民税の税収も同じような傾向で伸びが鈍化してくるということが考えられるわけでございいますから、そういうことを考えますと、交付税の総額あるいは地方税の税収の伸びというものが明年度ではかなり厳しいものになってくるんじゃないか、こういうことが予測されます。

そういうことを踏まえて明年度の地方財政対策は地方団体の財政に支障のないように十分確保していかなければならないというふうに考えて、今いろんな作業を進めているところでございます。

○野別隆俊君 この説明についても次の委員会に回すというしまして、次は羽田大蔵大臣が、さっきも出ましたように、再三にわたって地方財政は国の財政に比べて富裕であるというようにことを申されているわけでありますが、根拠はさつき聞きましたけれども、私は、もう少し根拠をたすために、自治省にお伺いをいたしたいと思います。

二つの指標がありますが、一つは、地方自治体の自主財源の比率は一体どうなっているのか、これをちよつと挙げていただきたいと思います。それは五〇%以上、四〇%、三〇%、二〇%、一〇%以下、これはできますならば町村数を、六十年と平

成元年しかできていないようでございますから、この数字を挙げていただきたい。

○政府委員(湯浅利夫君) 平成元年年度の決算におきまして、歳入総額に占めます地方税の割合でございますが、都道府県につきましましては、五〇%以上が四団体、四〇%以上五〇%未満が五団体、三〇%以上四〇%未満が九団体、二〇%以上三〇%未満が十四団体、一〇%未満が十五団体となっております。市町村につきましましては、平成元年年度の決算では、五〇%以上が三百三十五団体、四〇%以上五〇%未満が二百四十団体、三〇%以上四〇%未満が四百二十四団体、二〇%以上三〇%未満が六百六十六団体、一〇%未満が千六百六十三団体という形になっております。

それから昭和六十年年度の決算で歳入総額に占めます地方税の割合を見てまいりますと、まず都道府県につきましましては、五〇%以上が四団体、四〇%以上五〇%未満が四団体、三〇%以上四〇%未満が七団体、二〇%以上三〇%未満が十六団体、一〇%未満が十六団体となっております。一、二の異同はございいますけれども、余り異同がないような感じでございます。

しかし、市町村につきましましては、昭和六十年年度の決算で見えてまいりますと、五〇%以上が三百四十団体、四〇%以上五〇%未満が二百九十六団体、三〇%以上四〇%未満が四百六十八団体、二〇%以上三〇%未満が六百三十五団体、一〇%未満が千五百三十七団体、こういう形になっておりまして、昭和六十年年度から平成元年年度に向けて二〇%未満の団体が百二十六団体もふえているわけでありまして、その他の団体が減ってきて二〇%未満の団体が非常にふえているという傾向が出てきているわけでございます。

○野別隆俊君 時間がなくなりましたから、この点については大蔵省に、さつきいろいろなこと、それは大蔵省の計算された借金の額とか公債費の額とかいろいろございいますが、それだけではなくて、ここが一番私は指標になるんじゃないか、このように考えているんです。特に二〇%以下の団

体が百二十六団体もふえているわけですから、これで何で地方財政が富裕であるなどということが言えるのか。こういう状態に現実はあるではないか。一応はそれはよくなっているところがあるかもしれませんが、特に大都市についてはよくなっているんですが、全体的にはこのように二〇%以下の自主財源しかない町村がぐつとふえている。これについての大臣と大蔵省の御答弁をお願いします。

○説明員(原口恒和君) 御指摘のように、地方団体は多々、三千三百ございいますので、個々の団体の状況というものの差があるというのはおっしゃるとおりだと思います。ただ、我々が地方財政計画を通じて地方財政対策をつくる場合に、総体としてのいろんな指標をなめる場合に、先ほどの繰り返しになりますが、いろいろな指標において、公債費比率あるいは公債依存度等において、地方団体が健全な状況になっているというところは言えると思います。また、交付税等を加えました一般財源比率というものを見ましても、全体としては上昇傾向にあるのではないかとこのように認識しております。

○野別隆俊君 大臣にひとつ。

○政府委員(湯浅利夫君) 地方団体のそれぞれの状況は先ほど申し上げましたとおりで、国の場合は一つの財政でございいますが、地方は三千三百近くの自治体の財政の集まりでございいますから、その中では千差万別、特に先ほど申しましたような地方税の税収の比率の非常に低いところが数多くあるわけでございます。また、自治体三千三百団体のうちの九五%は地方交付税の交付を受けなければならないわけでございまして、これを考えてみましますと、これは地方財政というものをこれから新しい需要を踏まえて財政を運営していくに当たってはなかなか厳しいものがあるんじゃないか、こういう認識を私どもは持っているわけでございまして、今後とも一般財源の拡充に努力してまいらなかならないと思っております。

○野別隆俊君 時間がありませんから終わります。

ます。

○常松克安君 大臣、常松でございます。初めてお目もじいたしますが、これより各般にわたっておつき合いのほどをお願い申し上げます。

大臣に就任されますと、どういった委員がどういふうと人物評価をお聞きになっていらっしゃるかもしれません。本人はまことに気が弱いものでございまして、ひとつお手をわらかにお願ひ申し上げます。

結論をいたしまして、十五分間の枠で、私は、基準財政需要額の中にはつきりと高齢化比率を明記すべきである、こういうふうな持論に立つて話を進めてまいります。

「官庁速報」によりまして、兵庫県の知事は、これより過疎地域の市町村に毎年一億円を交付する、国のふるさと創生以外に、という過疎活性化一億円構想を提唱、今後の過疎対策の考え方に一石を投じている、このように承りました。

なお、これにつきましては、たびたび前奥田大臣の代より、過疎問題というものは大変なことである、集落というものがつぶれていく、赤ちゃんの声が聞こえない、社会事業ですら村で支えられないような状態になる。これより十年先とすると、満六十五歳以上の比率が三〇%の町村がたんとさんふえていく、これは大変なことでありまして、よって、こういう提起をいたしました。早速英断を賜りまして、当時、福祉基金、高齢化比率の高いところには、一発でこれはいきませんけれども、その中に少しづつ加えてこれに対応していきたい、こういうようなことで、昨年これに対応していただきました。

まず、その効果はどのようになっておるか、これを伺いたいと思います。

○政府委員(湯浅利夫君) 今、御指摘のように、交付税の基準財政需要額を算定するに当たりまして高齢者の比率の高い市町村に福祉経費が手厚くいくようなそういう措置を補正でやらせていただいているわけでございしますが、その一つとして、今御指摘の地域福祉基金を配分する際に高齢者比

率を加味して、老人人口の多い市町村に余計いくように基準財政需要額の算入をしたところでございいます。

これはことしの基準財政需要額に算入したという事で、この基金がこれから動き出すというところでございいますので、今直ちにその効果はつきり出たという事はちょっと私どももつかみがないわけでございしますが、こういう基金を通じて民間の福祉団体の活動というものを活性化していくということに役立つことを私どもは期待したいと思っております。

○常松寛安君 兵庫県の知事のお言葉をかりますならば、構想具体化に向け、今後どのように取り組みをされるのか、その答え、まことに適切な答えが返っております。「基本的な問題として、本来地方団体がやらなければならないのに、制度がないためにやれない部分がある。そういう部分は、地方の需要とみられていない。」

これをひっくり返して言いますと、ふるさと創生という事で大英断をして大変喜ばれております。活性化、イベント、ああしたい、こうしたい、こうあります。しかしながら、このデータを全部網羅されている一冊を見ますと、こういうふうなところへお使いになつていらつしやる。入浴サービス、三重県海山町はか数カ所。総合サービス、滋賀県甲賀町ほか。あるいは、緊急通報システム、高齢者にペンダントをつける、命にかかわる危険なときのために。あるいは、寝たきり老人介護者慰労金、これは岐阜県の垂井町です。通報の方は岐阜市でございいます。言うなれば、一億円というものをイベント、活性化というために大いにやりたい。

しかし、どう使ってもいいから地域住民の合意だと存じますが、福祉というところにそのお金を使わなきゃならない。きめ細かな福祉という問題でやらなきゃならない。としますと、その一億円からかじり取つてこういうことをやる。もし、これが制度としてしかるべくきちっとするものがあり得るならば、違った活用ができるのではないかと

こういうふうな一面が、このデータをずらつと並べてみますと出てくるわけでございいます。そういうふうな地域の需要というものは、一億円あるさとは違つた制度要求というものがあつて、あるいはそこでもう既にお使いになつていらつしやる、これはしかるべき活用の仕方だと思ひます。

こういうふうなことを考えてまいりますと、活性化という問題ではなく、活性化といひますより、言葉は厳しゅうございしますが、これはもう崩壊してしまつていくという事でございします。二手に今分かれております。市の果ての過疎という問題は何かまだ手の打ちようがございします。ところが、ここのここの県境となつてまいりますとなかなかそこまできかない、うまく取り組みがしたい。当然、お金の問題もさることながら、マンパワーの問題もある。常に自治省の中においで、そんなものにお金渡したつてそれをこなすだけの能力があるか、こういうふうなお考えもまたこれあり、よつて都道府県としては、若い職員をそつちへ出向かしてということをお考えなければならぬような状態に至つております。これは当然、国土庁に新過疎法だとか何だとかあるのは存じております。おります、若い者が定着、企業誘致、こんなことはもうそろそろになつて、それを動かすだけの企画力ですらもはや難しい現状にある。

としますと、金はない、人はいない、あるのは自然が確かに残つてゐる。また、とうといその地域の文化というものが残つてゐる。そういうものを今までの考えから発想の転換をして、この取り組みというものはやはり三千三百の長であるべき自治大臣の御英断によつて新たなものをつくり上げていかなきゃいけない。どつちかという失礼な一面おしかりを受けるかも知れませんが、自治省はどうしても事あるごとに交付税交付で、交付税を守つて、交付税の運用だけで、余りに名前に張りついているんじゃないかという御議論もまた聞かえてまいります。一歩先んじてマンパワーという問題からいきまして、こうい

うことが過疎地域の活性化という問題に対してリードしていかなくちゃいけない面もまた必要に駆られてゐる現状ではなからうか、こういうふうな考えを持つてございします。

お考えを、局長の方で結構でございます、かようなことぐらひで大臣煩わしますのはいかがかと思ひますので。

○政府委員(湯浅利夫君) 過疎市町村の人口の状況を見てまいりますと、一時減少の状況が少し緩和されたわけでございしますが、最近になりましてまた急速に人口の減少が進んでゐるという新しい過疎化現象が進んでゐるということがいろいろな諸統計から見られるわけでございします。

昨年から、新過疎法の制定もございまして、新しい過疎対策に取り組むことになつたわけでございしますが、やはり今御指摘のように、それぞれの地域の特性を生かして、その地域に応じた自主的なその地域の活性化を図るためにどのようにしたらいかなという問題、あるいは若年層の方々がその地域にどうやって定着をするか、このための産業の振興をどうすべきかというような問題、あるいは過疎地域とそれ以外の地域を結ぶ連絡道路の整備をもつと積極的に行ふべきではないかと、いろいろな課題がまだあるわけでございします。

今仰せのように、交付税という財政面だけではなしに、財源をうまく活用しながらいろいろな施策を各般にわたつてやつていかなければ過疎の現象というものはなかなかとどまつてこないのじゃないか、こういうことでございしますので、一生懸命私も頑張つてまいりたいと思ひます。

○常松寛安君 お願ひします。確かに、ハード面については、山村の奥地まで道路が完備されてくる、これは努力の一つでございします。あるいは、今おっしゃつたことも私は否めない御努力の目的かと存じます。しかし、その村、その町で満六十歳が一番若いんだと、この現実。その村全体がまるで特養施設の地域みたいなやつてしまふ。それでいて田舎の方はなかなか隣近所というわけにいかない。

一つの事例を挙げましょう、ソフト面の。ホームヘルパー、十万人に対しての各国の比率がございします。それは、日本が一名ホームヘルパーがいる。そうしますと、デンマークは二十七・三一人、スウェーデンは四十五・八〇人でございします。ノルウェーは五十・九四人でございします。今望まれているきめ細かなことは、下のものをどうするかというふうな地域住民にとっては、企業誘致やそんなことなどはもう遠いところのこととございします。この人生を安らかに、ふるさとに人間らしく人と人握手する温かみの中でというソフト面の要求は、今の制度の中には生かされない、制度要求の制度というものがあつていふれば、これは使えますけれども。

でありますから、先ほど挙げました事実の上において、一億円いただいたお金を、ちよつと違つけれども、これは自由に使つてもいいということですから、地域住民の皆さんに、入浴サービスだとか食料を運んであげるとか、少なくとも、あふるさにと、我ここに生きていてよかつたなど、何とかこれを人間らしく与えようとしてゐる現状でございします。

そういう意味において——時間が参りました、一分早目に終わりますから、結論としまして、そういうふうな考えをまとめて、基準財政需要額算定の中に高齢化比率というものを、これをきちつと考へてくだされ。本当にあすを待たずして御英断ありたい。このことを私は自分の利権で言つてゐるんじゃないんです。奇しくもNHKに出演なさつた当の実力自治大臣が、この過疎問題について物すごい新しい提言をなさつた。それに感動して、それにちよつと血肉をつけて言つておるだけです。大臣の御思考に沿つて御指導いただきたい。よろしくお願ひします。

○国務大臣(塩川正一郎君) 常松さんの熱弁を聞いております、やっぱりそれは私たちも過疎という問題を深刻に考へております。しかも、不幸なことに過疎化が拡大していつてゐるという、このことを私は非常に心配しております。

そこで、過疎対策をやるのにいろんな手法がございましょう。財政上の措置もございましょうが、やはり私は、今自治省がやっておりますところの広域行政圏のあの発想がございまして、それとふるさと創生、この二つを組み合わせると三百六十からある広域行政圏、そこにシビルミニマムの完成した一つの地域をつくってあげて、過疎地域の人たちがそこへ集約できるようにする必要もあるだろう。過疎は過疎なんですよ、山のてっぺんにお年寄りを置いておくというところは危なくてしょうがないと思うんです。そうすると、やはりある程度集落へ集まってもらうということも過疎対策の重大な仕事じゃないか、それが行き届いた福祉行政にもつながると私は思うんです。

そうしようとするならば、そういうものを受け入れる準備はやっぱりそこらからしていかなければ受け入れられませんので、そこから私は新しい過疎対策というものが始まっていくんじゃないか、こう思うておりまして、このことはいづれ勉強していきたい、こう思うております。

それはともかくとして、知事さんのえらい提唱で、毎年一億円、こういうことでございすけれども、最初竹下先生が提唱されて一億を分配しようというところでやられたときに、あれで自治体が自分らでも何か考えようという自律性と自主性をよみがえらせたということは、非常に大きい収穫だった。だからして、毎年というわけではないだろう。また、時期を見て、私たちは、地方が自由に使えるようなものを何か考えられるならば、そういうものを導入できたらいいなと思ひますけれども、これを毎年の行事としてこういうことをやっていくということは今のところはまだ考えておられない。一応、平成四年で一回見てみまして、それから後続けるものは続けていこう、こういうぐあいに思っています。

○常松克安君 ちよつと、簡潔に局長の方から、実務者ですから、この高齢化比率を基準財政需要額にと、この答えをちょうだいしたい。

○政府委員(湯淺利夫君) ただいまの御指摘につ

きましては、これまでも社会福祉費におきまして老人人口数に應じまして補正を加えている部分もございまして、こういうものについて、今御指摘の基準財政需要額をどういう形で積み込んでいけるかというのをよく検討いたしまして、今後ともこういう問題については積極的に検討してまいりたいと思っております。

○委員長(山口哲夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鈴木省吾君が委員を辞任され、その補欠として尾辻秀久君が選任されました。

○諫山博君 塩川自治大臣は、就任インタビューの中で、次のように述べておられます。

国税が不足するからといって、地方に金が余っているというのには納得いかない。むしろ、地方自治体は仕事があるのに、財政需要の基準を抑えられ、思い切つて使えなかった。基準を新しい時代にマッチするように見直すべきだ、こういう発言なんです。

これは、裏返しますと、財源があれば地方自治体はもっともつと仕事をやれたんだ、残念ながら財源が不足した、こういう趣旨だと受け取りましたけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 昭和五十年代は確かにそういう時代ではなかったかと、私は思います。

○諫山博君 そこで、今年度の地方交付税が五千億円減額された問題です。

私たちは、これには反対でした。その金は地方自治体に交付して、もつと自治体に仕事をしてもらうべきだ、こういう主張をしましたけれども、残念ながらこれは減額されました。これは誤りではなかったかと思ひますけれども、現時点における大臣の認識はいかがでしょうか。

○政府委員(湯淺利夫君) 平成三年度の地方交付税の総額を算定するに当たりまして、仰せのように五千億円の減額をしたわけでございすけれども、これは地方財政計画上、各種の基準財政需要

額を算出するに当たりまして、国に比べていろいろな面で積極的な経費を計上することもできたというところ踏まえまして、国に対して借り入れたものを減額という形で返済するような措置をことし行つたわけでございまして、地方財政の運営にこのために支障が生じたということは私どもは考えていないわけでございす。

○諫山博君 経過はよく知つております。

私が知りたいのは、この問題に対する自治大臣の評価です。もつと毅然としてこの五千億円のうちの地方自治体固有の財源として使うべきではなかったかというのを言っているんですけれども、大臣の御感想はいかがでしょうか。――大臣の評価を聞いています。

○国務大臣(塩川正十郎君) これはやっぱり削らないで、現状維持でいけば、それは最高にいいと思います。

しかし、そこらで、この補正予算の前段の交渉の中にございまして、私もその時分のことはまだ承知していません。就任いたしましたので、この話がもう固まつておるといふことを聞いたんですけれども、それなりに国と地方の話があつたのかなと思つております。

○諫山博君 今回の減額補てんの問題です。私たちは、この五千億円の減額は形の上としては国に對する貸しになつてはいるはずで、これで処理すべきであつて、例えば借金が増えたとするやうなことでないかと思ひます。ですから、なぜこれを五千億円で処理しようとするのかというところで、大蔵省にはこれは要求されませんでしたか。

○政府委員(湯淺利夫君) この減額に対する補てん措置をどうするかというのをいろいろ検討はいたしました。しかし、実際問題といたしまして、今回の補正予算で国の方は国税総額が二兆八千億円の減額になるということで、国の財政事情から考えまして、その足りない分を加算しろといつても、これは現実的には不可能な問題でございす。特に、加算をするといふことは、これは借りて後で

その分を返すといふことにもつながるわけでございすから、それをやるくらいなら今、こし借金返済予定のものを、その分を減らすといふことでやつても結果的に同じではないか、そういう意味でやるということで、今回の措置を決めさせていたものでございす。

○諫山博君 この地方交付税の問題をめぐつて、大蔵省と自治省とのせめぎ合いがあるというのが専らの方です。そして、自治省はもつと大蔵省に物を言うべきだ、地方交付税などは法律でも自治体固有の財源となつていくわけですから、あんまり日本全体のことを考えるよりか、やはり自治省は自治体の利益、自主性を守るといふ立場から、毅然として大蔵省に物を言つたらどうかというものが専らの方だと思います。

そこで、これからの問題です。大蔵省が一兆二千億円の減額を来年求める、これが大きく報道されました。そして、今までの大蔵省と自治省の力関係でいけば、結局自治省は負けてしまふのではないかと、これを心配しているわけですよ。そういう問題があるから、私はあえて過去の問題を取り上げました。さらに、一部では交付税率の税率を引き下げる、こういう問題まで言われているぐらいです。

私は、自治大臣がやはり地方自治体の固有の財源は守り抜く、地方自治体は財源さえあればもつともつと有益な仕事がたくさんできるんだから、そういう状況を自治大臣としては体を張つてでも擁護するといふ立場を期待するんですけれども、どうでしょうか。これは大臣の説明を聞かせてください。

○国務大臣(塩川正十郎君) これは再三にわたつて私が申しておりますのでございすので、まあ精いっぱいにかつ頑張つていきたい。

ただ、さつきおっしゃるやうに、せめぎ合いなんてこと、これはよくわかります。けれども、何もけんか腰じゃないんですから、これは、やはり国も地方もともに相関連したものでございすから、そんな国から独立した地方自治体というよう

な、そんな考えでは私は臨んでおりません。しかし、何遍も言っていますように、地方自治体の自律性とそれから独自性というものはきちっと守っていききたいし、そして現在の地方財政制度というもの、いろいろな制度がございまして、交付税もその一環でございまして、その制度の根幹を崩すようなことはしない、こういうことを言っておるのでございますから、御理解いただきたいと思います。

○諫山博君 今度は、生産緑地法の問題に関して質問します。

新しい生産緑地法によって、一定の要件がある場合は農地は宅地並みに課税するのではなくて農地として取り扱う、こういうことが決まりました。五百平米以上のまとまった土地、三十年以上の営農の意思というように要件とされておりますけれども、ただ、合理的な土地利用に支障を来すのではないかと、こういう言い方で、要件には合致するけれどもなかなか生産緑地として指定されないのではないかということが憂慮されております。

これは建設省の所管ですけれども、私は生産者の意思を本当に十分に考慮しながら、この厳しい農業事情の中で三十年以上は農業を続けていきたい、こういう希望を持っている人には極力こたえなければならぬ。合理的な土地利用というように名目でこの農民の意思を抑えてはならないと思っております。

○説明員(林桂一君) 生産緑地制度は、都市内の農地の持つ緑地としての機能を評価し、これを計画的に保全しようという制度でございまして、例えば五百平方メートル以上あること等の要件を満たしてあります農地につきまして、都市計画決定権者が、通常、市あるいは都の場合におきます特別区でございまして、その案を作成しまして都市計画審議会等の議を経た上で指定されるものでございます。

先生御指摘の土地の動向、人口及び産業の将来の見通しを勘案して、合理的な土地利用に支障を

及ぼさない範囲内において指定するということがやはり生産緑地法の第三条三項に規定されております。また、私どもは、その趣旨に基づきまして、例えば高度利用地区とか特定街区とか、そういったような土地の有効高度利用を図る方策を講じようとしている地区においては、原則として生産緑地を指定しないようにするというような通達も出しておるところでございまして、基本的には、やはり都市内の緑地、オープンスペース等の整備水準が著しく低い水準にあるということでもございまして、生産緑地地区の指定に当たりましては、指定を希望する農林漁業従事者の意向を十分に尊重して積極的にこれを指定していくという考え方でございまして、その旨通達等で関係地方公共団体を指導しているところでございます。

○諫山博君 私は、制度の仕組みを開きたいんじゃないんです。宅地並み課税で将来も農地として取り扱う、この条件が厳し過ぎるといふ声があります。しかし、この要件に合致する限り原則として宅地並みにはしない、これが大原則であつて、土地の合理的な利用というように宅地並みに扱ってしまふのは全くの例外措置でなければならぬというのを提起しておるんですけれども、この問題に限ったかどうか。それが原則でそれが例外かということなんです。

○説明員(林桂一君) 生産緑地地区の指定に当たりまするの基準といふんですか、要件が幾つかございまして。先ほど申し上げましたように、面積が五百平方メートル以上であるということもそうございまして、また、土地の合理的な土地利用に支障を及ぼさない範囲で指定するといふのも都市計画の一つの基準になっておるところでございまして。したがって、両方の基準が必要になるということでございます。

○諫山博君 私は建設省に要望します。指定要件が厳し過ぎるといふのが専らの方で、よ。三十年間農業をやらなければならぬ、何でもこんなに厳しい要件をつけるのかという声があります。しかし、そういう厳しい要件の中でも将来

とも農業をやっていききたいという人が出てきていふのに、土地の合理的な利用というように農地の希望を抑えてはならないということに要望として申し上げます。

次に、自治省です。来年度からの生産緑地に対する固定資産税がどうなるのかというのが一つの問題です。生産緑地の指定が完了するのは来年の十二月の末、これは法律で決まっております。ところが、固定資産税を農地として課税するのは来年の一月で課税するの、この基準になるのは来年の一月で課税するの、一たん宅地として固定資産税をかけたけれども、その年度内に後で農地にかかわるという問題が理論的には必ず出てきます。

そこで、みんなが心配しているのは、どうせ農地並みに扱われるような土地については、初めから宅地として固定資産税をかけるのは困る、大体そんな高い税金を払ふ余力もない、こういう声が出て、いろんな対策が今議論されております。例えば、宅地並みで税金を決めるけれども、徴収猶予をしたらどうかという声もあります。あるいは、課税の通知を出さないで置いたらどうかという声もあります。さらに、長期営農継続農地並みの暫定的な課税をしたらどうかという声もあります。

現に、この問題が東京都で議論されて、新聞報道では東京都の主税局長がそういう形でこの矛盾を解消したいということを自治省に申し入れたという報道がありますけれども、この問題に対する自治省の考えはどうですか。

○政府委員(杉原正純君) 来年度から実施されますいよいよ宅地並み課税につきましては、御指摘のような課題が今提起されていることは私も承知いたしております。一たん宅地並みの税額で取って、後から農地並みの税額にいわば減額するということになりまして、還付、あるいは未納の税金があればそれに充当、こういう現在の仕掛けでございまして、これは御指摘のような問題があるという御意見が出ております。それで、

私どもは課税団体当局といろいろこれにつきまして円滑な課税方法、執行方法につきまして今種々検討を重ねております。

今、委員が幾つかの方法論的なことを御指摘になりましたけれども、市町村と意見交換をしております。やはり、生産緑地にならぬという市町村で若干その方法論について御意見がいろいろ分かれておるようでございまして、私どもはそういった御意見を踏まえながら、いずれにしましても、各市で平成四年末までに、地区指定の状況を勘案しながら、課税が円滑に行われるような適切な方法について現在検討を重ねておるところでございます。

○諫山博君 わかりました。いろんな方法が可能だと思ふし、自治体はそれぞれこういうやり方がいいのではないかと、こういうことを検討しているよう

ただ、私が要望したいのは、これは新しい制度から出てくる必然的な矛盾なんです。固定資産税を決めるときはすべて宅地、ところが来年度中にこの相当な部分が農地にかわる、これは制度から必然的に出てくる矛盾だと思ふます。そこで、宅地として課税をして、宅地として税金を徴収して、後で農地になった場合にこれを還付するというやり方は避けていた方がいいということなんです。確かに一つのやり方として、一たん税金は取り上げる、しかしこれは将来農地になった場合に返さなければならぬ税金ですから、還付するといふやり方が理論的にはあり得ると思ふますけれども、これは農家にとっては非常に大きな負担になりますから、この道だけは避けてもらいたいということ

を要望して、さまざまな検討を私は期待いたします。

次に大蔵省です。今、固定資産税について申し上げましたけれども、相続税についても似たような矛盾が出てくると思ふます。

相統税の申告期限というのは死亡後六カ月。つまり、相統財産のときには宅地であった、ところが将来、これが農地扱いをされるようになった。理論的には、この一定期間に相統原因が発生しますと、宅地として相統をした、ところが来年度中に税金上はこれが農地扱いにされる、こういう問題が必ず出てくるでしょう。そういう問題が必然的に避けられないのではないかとこの点はどうか。

○説明員(窪野鎮治君) 御説明いたします。

先生御指摘のように、先般の相統税法上の特例適用の廃止に伴いまして、相統開始時におきまして生産緑地地区内に所在する農地につきましては、引き続き相統税の納税猶予の特例適用を認める、こういうことになっております。そして、平成四年度、初年度におきましては、平成四年中に開始した相統につきましては、相統税の申告期限または平成四年十二月三十一日のいずれか早い日までに都市計画生産緑地と位置づけられた市街化区域につきましては、特例の適用を認める経過措置、こういうものを講じているところでございますが、平成四年度の早い時期にお亡くなりになりました方につきましては、場合によりましては生産緑地の指定時期いかによりましてそういう問題が生ずる可能性があります、先生御指摘のとおりでございます。

○諫山博君 これは新しい制度から生ずる必然的な矛盾です。そこで、この矛盾を解決するためには、相統税の申告期限は死亡後六カ月となっているけれどもこれを延長するというのが非常に現実的な方向として検討されていると思っておりますけれども、そのためには現行法の手直しが必要ではないでしょうか。この現行法の手直しまで含めて申告期限の延長を検討されているのかどうか、御説明ください。

○説明員(窪野鎮治君) 相統税の方におきましても、現在改正検討作業を進めている状況でございます。すなわち、先般の土地税制改革の一環といまして、土地の資産としての有利性を縮減す

る、こういう観点から土地の相統税評価の適正化を平成四年から行うこととしております。その一つの内容といたしまして、土地の相統税の評価時点の問題でございますが、従来は前年の七月一日に評価しておりましたが、従来は前年の七月一日に評価しておりましたが、平成四年から地価公示価格の評定日であります当年、すなわち平成四年の一月一日に合わせる、こういうことになっております。

この場合には、従来相統税の申告に当たりましては税務署等で路線価図というものを地価公示に合わせまして作成しておいたわけでございまして、半年ずらすことによりまして路線価図をあらためただけの時期が相当遅くなる可能性がございます。そういうことから、政府の税制調査会等、昨年のものにおきましても、こういう評価時点のずらしを行う場合には相統税の申告期限について何らかの環境整備が必要である、こういう御指摘をいただいております。

そして、その具体的内容についてでございますが……

○諫山博君 内容は結構です。要するに、相統が始まったときには相統財産が宅地であった、ところが年度内にこれが農地にかわる、そういう事態が必ず発生しますけれどもこのときは宅地として課税しなくても済むように申告期限の延長を検討している。そのためには相統税法の附則が改正されなければならぬと思っておりますけれども、相統税法の附則の改正もあわせて検討しながら、相統人に不当な負担がかからないように作業している、こう聞いていいですか。

○説明員(窪野鎮治君) 御指摘のように、現在相統税の、特に平成四年度における申告期限の取り扱い、これをどういうふうにしたらいいか、税制調査会での御審議をも踏まえながら検討しているところでございまして、何らかの成果を得て相統税法改正案の一環として御審議いただけるよう今鋭意作業しているところでございます。

○諫山博君 終わります。

○星川保松君 私は、二年半足らずのうちに常任委員会をかわりまして三つ目でございます。それで、地方行政委員会にも来たばかりでありますので、まだ皆さんと論議を歩調を合わせてやるつもりまで参っておりますので、その点はよろしくお願いいたします。

ましては、法人関係税の落ち込みはかなり大きくなっておりますので、それについての財政運営をどうするかという点について、二御相談に來ていただいておりますので、今年度の財政運営に支障のないように、この点は遺憾のないように措置を講じてまいりたいと思っております。

○星川保松君 市町村についてはどうなっておりますか。

それは、いわゆる平成三年度の地方交付税の算定ということで法人税がかなり落ち込むということになっておるわけでありまして、この法人税が落ち込むというのは国だけではないわけでありまして、やはり地方自治体も同じように落ち込むというところになるかと思っております。そのことについて、地方の落ち込みをどのように考えて、それに対応するお考えであるか、その点をまずお伺いいたします。

○政府委員(湯淺利夫君) 御指摘のように、地方の法人関係税といたしましては、法人事業税、法人住民税があるわけでございまして、各月に都道府県の税収についてはその徴収実績の報告をいただいておりますのでございまして、現段階では都道府県の法人事業税につきましては前年度を割り込むような形にはなっておりません。

それは、一つには法人税の税収の所属年度区分が国税と地方税と違っているということもございまして、法人事業税の場合にはかなり進捗度がよくなっておりますので、今年度の税収につきましてもは国税の法人税ほど落ち込むことはないのじゃないか。これは、本来ならば税務局長が御答弁するところでございますが、私もはそういうふうな理解をいたしております。

しかし、傾向的には全く同じでございますから、明年度以降の法人事業税あるいは法人住民税につきましても、国税と同じような傾向で伸びが鈍化していく、あるいはマイナスが出てくる可能性もあるのではないかと。個々の都道府県ごとに見てまいりますと、税収の落ち込みの非常に激しいところもございます。特に大都市周辺の府県におきま

は、法人関係税のウェイトが法人住民税だけでございまして、法人事業税は都道府県税ということもございまして、市町村は、安定的な税源でございまして固定資産税が、これは景気に必ずしも連動せずに安定的に負担していただけたという税でございます。ですので、都道府県ほどの顕著な形にはならないかと思っております。しかし、大都市周辺地域において法人住民税の比率が非常に高いところにおきましては、やはり同様の問題が出てくるのじゃないか。この辺につきましては、各県の市町村指導の担当部署とよく御相談をしながら財政運営に支障のないように図ってまいりたいと思っております。

○星川保松君 次に、ふるさと創生事業についてお尋ねをいたしますが、これは何年から始めて何回になるわけですか。

○政府委員(湯淺利夫君) ふるさと創生事業の開始をされましたのが昭和六十三年でございまして、六十三年から平成元年、平成二年という格好でこの事業が進んでまいりまして、現在その新たな事業として地域づくり推進事業という格好で引き継いでおります。これが平成二年、三年、四年という三カ年の計画として現在実施している、こういうような状況でございます。

○星川保松君 それでは、平成三年度の前算はどのぐらいで、対象の自治体はどのぐらいの数ですか。○政府委員(湯淺利夫君) 平成三年度における事業でございまして、計画といたしましては、交付税の本体にそのまま組み込んでおりますいわゆるソフト事業、これが三千三百億円、これは全市

町村が対象、こういうことでございます。それから、これを裏づけますところのハード事業、こういうことで仕組んでおりますのが、これが地域総合整備事業債という格好でやっております、これが計画としては三千五百億円を予定をいたしているわけでございます。

実際の団体の数字は、まだ私も正確にはつかんでおりませんが、そういうような状況でございます。

○星川保松君 そうしますと、ソフトの方が三千三百億、対象が三千三百というところで、これは市町村だけですか。

○政府委員(滝実君) そうでございます。

○星川保松君 これが全部一律に一億円というところになっているようですけれども、一番大きな団体で人口がどのくらいで、一番小さいのでどのくらいですか。

○政府委員(滝実君) よく例に出されますのが、東京都の大島村が人口約二百人というところでございますから、それが最小の人口になろうかと思うんでございますけれども、最大は、建前としては政令市がございまして、政令市も当然のことながら建前上の対象市町村でございましてその範囲内、こういうことになるわけでございます。

○星川保松君 この事業は、まあ評判はいいとはいふものの、私は一つの問題点を提起しているんじゃないかと思つて、二百名のところも一億円、それから百万を超えるような政令都市のようなどころも一億円というように、いわゆる金の使い方が交付税の算定など、細かい算定基準、算定の仕方から見ればまことに大ざっぱなものでありますけれども、こういう金の使い方のいわゆる副作用といひますか、そういうものをお考えになっていませんか。

○政府委員(滝実君) おっしゃるように、したがって最初の公表されたときには、従来の考え方とは多少その時点では違つていたものですがいろいろ賛否両論があったと思ひます。しかし、やってみますと、基本的にはいわば人口の小さなところ

ろ、あるいはどちらかという過疎的な地域の市町村、こういうところもいわば財政的にはむしろ堂々たる事業ができる、こういうことで、結果的には当初の心配ほどには弊害というものはないんじゃないだろうか。むしろ、一億円をすべての市町村が考えることによって、この事業の活性化が促進されてきた、こういう面があるのではないだろうか、こういうふうな評価をいたしておるわけでございます。

○星川保松君 これはもうんですからだれも文句は言わないし、みんな喜んでもらうわけでありますけれども、こういう一律のお金を出して事業を推進する、そのねらいはどういうところにあるんですか。

○政府委員(滝実君) ねらいは、結局この種の財政的な見地からの従来の取り扱いは、例えば地域によつて数字を変えようとか、あるいは人口に比例するとか、こういうふうなことがスタンダードな考え方だろうと思つてございまして、人口二百人の村ではそれなり小さい事業しか考えられない、結局小さい村は従来のとおり小さな事業、こういうような一種の固定的な発想しか期待できない、こういうようなことでございまして、その辺の発想方法をこれによつて変えることをねらつたというふうに私は思ひます。

○星川保松君 そういうことなら、下の方には一億円やっても、大きなところにはそれほど、手伝いにもならないみたいですから、それはやっぱり考へて、小さいところを重点にお金をやるというようなことを考えられないものかというふうに私は思ひます。

ただ、このふるさと創生事業として一億円をやつたというところの最大の効果は、いわゆる金をやるからあなたのところで自発的に何をやるか考へなさいということ、その市町村に対して企画能力といひますか、それを発揮しなさいということ、いわゆる企画部門を大きく刺激した、一つの競争状態に置いたわけでありまして、まず、

隣の町に負けたくないようなアイデアを出して何かを企画しようというところの刺激を与えたということには大きな意味があった、こういうふうに私は思ひます。

しかし、いろんな仕事が出てきておるわけでありまして、その中には、自分で頭を絞つて考えあぐねて、それでいい仕事はないかと公募をやつたところがありますね。これは私はちよつとまずいと思つて、自分の頭を使わずに、それで人の知恵をかりようというのは、これはいわゆる企画能力を掘り起こすということにはならないわけでありまして、

ですから、そういうことで自治省で最もこれは好ましい事業だということのサンプルと、これは好ましくないというようなサンプルがありましたら、数点で結構ですからお願いします。

○政府委員(滝実君) そういうお尋ねをされると非常に返答に窮するものでございますけれども、少し説明をさせていただきますと、これはもう先生一番詳しいわけですから申すまでもないことなんですが、この事業は地方団体にPRする際に、できるだけ住民の段階にまでおろしてみんなで考へてもらうことが一つの意味あることになるんじゃないだろうか、こういうようなことで宣伝をいたしました。そういう意味では公募ということをおやりになつた市町村がかなり多い。あるいは、住民が参画した格好でやつていただく、こういうことが必要じゃないだろうか、こういう意味での公募をやつてまいりましたから、それに沿つた格好で市町村が住民を交えての事業、企画をやつて、こういうこととはあるだろうと思ひます。これはその事業の性格上、私も好ましい格好じゃないだろうか、

こう思つてございまして。

むしろ、先生が御心配になるのは、そうじゃなくて、住民じゃなくて東京の人間がいろいろ企画書を持つてやつてきて、それを採択する、こういうことが仮にあるとすれば、それは本来のねらい

ではない、こういうことは言えるんじゃないかならうかと思ひます。

○星川保松君 時間が来ましたのでこの問題についてはこれで終わりますが、やはりこれについてはもう少し事業をやつてきた経過を見て検討して、改良すべき点は改良してやつてほしいと思ひますが、そのことについて大臣から一言お願いします。

○国務大臣(塩川正二郎君) ふるさと創生事業に一定の評価をしていただきましてどうもありがとうございます。

やつぱり、おっしゃるように、みずから考へるということ、これは大きい刺激になりましたので、これに類するような事業というものを折を見てまたいろいろ企画していきたい、こう思つておりまして、絶えずそういう地方自治の、いわばみずから進んで積極的に取り組む姿勢に私たちは誘導していきたい、こう思つております。

○星川保松君 終わります。

○委員長(山口哲夫君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○諫山博君 私は、日本共産党を代表して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

地方交付税は、地方団体相互の財源の均衡と、地方行政の計画的な運営を制度的に保障し、地方自治の実現を確かなものとする目的を持つもので、その必要な財源の確保は当然国の責任です。このことは、国税三税等の一定割合が財源に充てられることから明らかであり、地方財政計画から減額が発生した場合、それは国の地方財政計画の見込み違いとして、地方に押し寄せすることなく、適切に処理されるべきものであります。

今回の減額補てんは、この間の税収不足が、パブル経済の破綻による景気後退に起因するものであり、政府の政策にこそ重大な責任があります。

にもかかわらず、今回の改正案では、税収減額分ばかりでなく、雲仙や台風など災害対策の追加分も含めて、前年度の交付税増加分と、交付税特別会計借入金繰り上げ償還分で補てんしようとしています。国庫からの繰り入れ分は全くな、なぜ全額地方共有の財産である交付税で穴埋めしなければならぬのでしょうか。さらに、当初予算五千億円の特別減額についても、国に貸すという措置がとられ、その返還さえされないままです。今回のこのような方法は、国の責任をあいまいにするものです。

もちろん、追加交付分には雲仙災害や廃棄物処理などに係る財源措置が含まれており、この財源措置については当然賛成できます。しかし、交付税の減額補てんに対して講じられた措置を容認することはできません。

以上、反対の理由を述べて討論とします。
○委員長(山口哲夫君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(山口哲夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(山口哲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十分散会

十二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
(地方交付税法の一部改正)
第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。
附則第四条第一項第二号中「四千五百億四千万円」を「六千七百三十二億七千八百万円」に改める。
附則第五条を削り、附則第六条を附則第五条

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等のための地方債利子支払費	民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てられた地方債に係る利子支払額	千円につき 九五〇円

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
民法第三十四条の規定により設立された法人で雲仙岳の噴火による災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てられた地方債に係る利子支払額	千円

別表の道府県の項中 4 商行政費 人口一人につき 一、七二〇を 4 商行政費 人口一人につき 一、七九〇に改める。

とし、同条の次に次の一条を加える。
(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)
第六条 平成三年度から平成八年度までの各年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

正
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
附則第五条第一項中「四千五百億四千万円」を「六千七百三十二億七千八百万円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
平成四年度	五百五十六億円
平成五年度	五百七十八億円
平成六年度	六百九億円
平成七年度	六百四十二億円
平成八年度	六百七十五億円
平成九年度	七百十九億円
平成十年度	七百五十四億円
平成十一年度	七百九十九億円
平成十二年度	八百三十八億三千八百万円

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。)の規定は、平成三年度分の地方交付税から適用する。
2 平成三年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法第二十条の第三項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額(以下この項において「返還金等の額」という。)と百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と百億円との合算額を加算した額とする。

十二月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、地方交付税率引下げを行わないことに関する請願(第五六八号)
一、地方交付税の安定確保に関する請願(第一〇五八号)

第五六八号 平成三年十一月二十九日受理
地方交付税率引下げを行わないことに関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一 桜田栄一
紹介議員 会田 長栄君
政府は今年度、平成元年度以降三年連続で「余裕財源」が出るとして、地方自治体に配分される地方交付税を「特別減額」の名で五千億円削減したところである。ところが、更に政府は来年度予算編成作業の中で、パウル経済崩壊に伴う税収の伸び悩みを口実に、地方交付税率の引下げを行おうとしている。これは、地方交付税の減額を固定化するものであり、国庫補助金カットに続く地方財政への締め付け策と言わざるを得ない。このことによつて、来年度以降更に地方財源を大きく圧縮

することになることは明らかである。よつて地方交付税率の引下げを行わないようにされたい。

第一〇五八号 平成三年十二月三日受理

地方交付税の安定確保に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 小笠原 正男

紹介議員 吉川 芳男君

現在、地方公共団体は、多極分散型国土形成の推進と活力に満ちた個性豊かな地域づくりの推進を始め、高齢化社会への対応等長期的な課題を抱え、その役割はますます重要となつていゝところである。しかし、その一方、地方財政は、巨額の借入金を抱えており、その前途は依然として厳しいものと予想されていゝところである。新潟県においても、住民福祉等の一層の向上を図るため、生活関連公共事業並びに国民福祉計画等の推進に努めていゝところであるが、義務的経費の増大（こ）等により厳しい財政運営を余儀なくされていゝ現状にある。また、自主財源の乏しい本県の財政は、地方交付税を始めとして国に対する依存度が高いため、国の地方財政対策により多大な影響を受けていゝところである。ついで、平成四年度の地方財政対策に当たり、次の措置を採られたい。

一、地方交付税については、地方公共団体共有の固有財源として地方自治の根幹をなす重要な地方一般財源であり、住民生活の質の向上を目指すし、社会資本の整備、長寿社会への対応など地方公共団体の当面する諸課題に適切に対処し得るような制度本来の基本的機能の充実強化を図るとともに、地方交付税率の引下げを行うことなくその総額の確保を図ること。

十二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地方公務員の育児休業等に関する法律案

地方公務員の育児休業等に関する法律案

地方公務員の育児休業等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、育児休業等に関する制度を設けて子を養育する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）の継続的な勤務を促進し、もつて職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的とする。

(育児休業の承認)

第二条 職員（非常勤職員、臨時的に任用される職員、配偶者がこの法律により育児休業をしていゝ職員その他の条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員が一歳に満たない子を養育するため、当該子が一歳に達する日まで、育児休業をすることができ

る。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。

3 任命権者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児休業の期間の延長)

第三条 育児休業をしていゝ職員は、任命権者に対し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 育児休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

(育児休業の効果)

第四条 育児休業をしていゝ職員は、育児休業を開始した時就いていた職又は育児休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休業をしていゝ期間については、給与を支給しない。

(育児休業の承認の失効等)

第五条 育児休業の承認は、当該育児休業をしていゝ職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなつた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、育児休業をしていゝ職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなつたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

(育児休業に伴う臨時的任用)

第六条 任命権者は、第二條第二項又は第三條第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法によつて当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該期間を任用の期間の限度として、臨時的任用を行うものとする。

2 前項の規定に基づき臨時的任用を行う場合には、地方公務員法第二十二條第二項から第五項までの規定は、適用しない。

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第七条 育児休業をした職員については、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第三號）第三條第一項の規定により育児休業をした国家公務員の給与及び退職手当の取扱いに関する事項を基準として、職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱いに関する措置を講じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第八条 職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

(部分休業)

第九条 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二號）第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）は、職員（非常勤職員、配偶者がこの法律により育児休業をしていゝ職員その他の条例で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその一歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

2 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、国家公務員の育児休業等に関する法律第十一條第二項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合の国家公務員の給与の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

3 第五條及び前條の規定は、部分休業について準用する。

(職員に関する労働基準法の適用)

第十条 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九號）第十二條第三項第四號の規定の適用については、同號中「育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六號）第二條第一項」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第三號）第二條第一項」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際に義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二號）次条において「女子

教育職員等育児休業法」という。）第三条の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている職員については、当該許可は第二条の規定による育児休業の承認とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に女子教育職員等育児休業法第十五条第一項の規定により臨時的に任用されている職員は、第六条第一項の規定により臨時的に任用されている職員とみなす。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（女子教育職員等に対する給付の特例）

第五条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 義務教育諸学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

二 教育職員 校長（園長を含む）、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寮母をいう。

三 医療施設、社会福祉施設等 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院、診療所及び助産所、保健所法（昭和二十二年法律第一〇号）に規定する保健所、保健施設（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十二条第一項の健康の保持増進のための施設をいう）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する児童福祉施設（同法第十七条に規定する施設を含む）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生援護施設、精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する精神薄弱者援護施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）に規定する保護施設、老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）に規定する老人福祉施設、売春防止法（昭和三十一年法律第八十八号）に規定する婦人保護施設並びに精神保

健法（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者社会復帰施設をいう。

四 看護婦、保母等、看護婦、准看護婦、助産婦及び保健婦（前号に規定する保健所又は保健施設（同号に規定する病院又は診療所である保健施設を除く。以下この号において同じ。）の業務に従事する保健婦にあつては、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十三年法律第七十三号）第二条第二項の規定により特別豪雪地帯として指定された地域、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された地域、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）の過疎地域又はこれらの地域に準ずる地域として厚生大臣が指定する地域において前号に規定する保健所又は保健施設の業務に従事する者に限る。）であつてその業務に従事する者並びに保母、寮母及び女子の児童指導員並びに同号に規定する児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設、保護施設、老人福祉施設、婦人保護施設又は精神障害者社会復帰施設の入所者について保護、指導、訓練又は授産の業務に直接従事する女子をいう。

2 当分の間、第四条第二項の規定にかかわらず、義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等である職員（非常勤職員、臨時的に任用される職員及び条件付採用期間中の職員を除く。）には、その職務の特殊性等にかんがみ、義務教育諸学校等における教育及び医療施設、社会福祉施設等における業務の円滑な実施の確保に資するため、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第七項及び第八項に規定する国家公務員の育児休業給付の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、育児休業をしてゐる期間について、育児休業給付を支給するものとする。

（地方自治法の一部改正）

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の二 第一項を次のように改める。

地方公共団体は、当分の間、第二百四条に定めるもののほか、条例で、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）附則第五條第二項に規定する職員で同法第二条第一項の規定に基づく育児休業の承認を受けたものに対し、育児休業給付を支給することができる。

（地方公営企業法の一部改正）

第七條 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九條 第一項中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第六条第二項、第十二条及び附則第二項」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第四条第二項、第七條、第九條及び附則第五條」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第八條 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十七條 第三号を次のように改める。

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第六條第一項の規定により臨時的に任用される者（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正）

第九條 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三條 第三号を次のように改める。

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第六條第一項の規定により臨時的に任用される者（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正）

第十條 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二條 第六項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日及び部分休業の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日

十二月十一日日本委員会に左の案件が付託された。

（予備審査のための付託は十二月六日）

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

平成三年十二月二十一日印刷

平成三年十二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局